

医療従事者の国際的な移動・頭脳流出・政治的責務

浦 山 聖 子

- I はじめに
- II 頭脳流出と医療従事者の移動・移住
- III 国家は個人の国外への移住を規制しうるか？——Brock 対 Blake 論争
- IV 論争の整理と検討
- V おわりに

I はじめに

国境を越えた人の移動に伴う効果は必ずしもプラスのものばかりではない。人が国外に移住するとは、国家や地域社会にとって、専門的な技術者であったり、労働者であったり、納税者であったり、篤志家であったり、伝統や文化の継承者であったり、良き隣人であったり、といった人物を物理的に失うことでもある。人の流出については、生産人口が減ることや地域社会の活動の担い手がなくなるというような人一般の流出から、医師や先端的な技術研究に従事する研究開発者のような希少な技能を持った人材を喪失するという頭脳流出まで幅広い問題を含んでいるが、とりわけ議論を呼んでいるのは、技能を持った人材の流出である。Devesh Kapur と John McHale によれば、教育、研究、医療の3分野で、出身国である途上国から先進国への技能

を持った人材の流出が打撃となっている。(Kapur & McHale, 2005, 103)

技能を持った人材の中でも、さらに議論を呼ぶのが医療従事者の移動である。医療従事者の移動には二つの潜在的な問題が伴う。第一に、医療サービス提供体制という基本的な社会制度を維持することが困難になるという問題であり、第二に、社会による育成コストの負担が、育成によって見込まれる利益に見合わないという問題である。このため、二つの論争的な政策案がある。一つは、出身国での一定期間に渡る就労の義務づけであり、もう一つは、課税である。では、医療従事者に対するこのような負担は、どのような理由で正当化しうるだろうか。一つの場合は、以上の負担を、個人が国家に負う政治的責務の一つであると見る議論である。本稿では、このような議論の意義と限界について考察する。

本稿の行論は以下である。まず、頭脳流出をめぐる、医療従事者の国際的な移動・移住が議論を呼ぶ背景的な状況について確認する。(Ⅱ) そのうえで、医療従事者について、政治的責務の観点から就労義務づけ・課税を基礎づける Gillian Brock の議論と、Brock に対して批判的な問題提起をする Michael Blake との間の論争を検討し (Ⅲ)、二人の論者の理論的対立点は、「国家を去る権利」の制約根拠が政治的責務であるか、事態の緊急性であるかという点にあることを明らかにする。政治的責務とは、政治的関係性ゆえに負う義務である以上、特定の政治的関係性を有する人々すべてが同様に負う義務でなければならない。このような政治的責務の性質から、筆者は、医療従事者への就労義務づけが政治的責務として認められるのは、国民すべてが一定の医療の知識・技能を訓練・習得し、医療サービスの提供に貢献する義務を政治的責務として負い、医療従事者への就労義務づけが、その専門性ゆえの加重的な義務であるとみなすことができる場合に限られると考える。このような責務が民主的な政治過程での討議を経て、国民の義務として課される可能性がないわけではないが、一般的ではなく、政治的責務とは別に、専門職育成教育の一環としての研修や教育資金の貸与に伴う義務、職場での人材育成計画などに基づく教育資金の負担に伴う義務などとして、一定期間の就労義務づけが根拠づけられる場合があると考え。医療従事者への課税

についても、政治的責務として認められるのは、同様に、国民すべてに国内の社会制度維持のための金銭的負担を求める場合に限られると考える。最後に、国際的な次元での頭脳流出問題とは、高度な技能を持った専門的な人材がもたらす利益とその育成コストの負担について、グローバルな分配的正義の視点で考察されるべき問題であり、医療従事者をめぐる頭脳流出問題について考察するにあたって、医療従事者への就労義務づけ・課税が政治的責務として正当化されうるかのみ議論の焦点を当てることは不十分であることも指摘する。(IV)

II 頭脳流出と医療従事者の移動・移住

1 頭脳流出と規範的問題

頭脳流出とは、高い技能・知識を持った個人が、出身国・地域から移動・移住し、結果として、出身国・地域がそのような人材を喪失することを指す。広い意味では、大学・大学院レベルの高等教育を受けた人の移動から、医療従事者のような専門職の移動、プロ・スポーツ選手や著名な芸術家の移動などが含まれる。¹⁾ 頭脳流出をめぐって、規範的観点からは、移民送り出し国側の政策の問題として、高度な技能・知識を持った人材の移動について一定の制約を課すことが認められるべきかという問題がある。このような制約が

1) 一般的に、頭脳流出が論じられるときの指標は、大学・大学院レベルの教育を受けた人の移住者全体に占める割合である。例えば、世界銀行グループの「移民と送金：実態調査書 (Migration and Remittances Factbook)」は、世界全体および各地域ごとに、大学・大学院レベルの教育を修了した人が OECD 諸国における移民に占める割合を載せている。2016 年版では、2011 年のデータとして、世界全体では、27.6%を占めているとされる。(World Bank 2016) このほか、Devesh Kapur と John McHale も、先進諸国における外国人や留学生の数および割合 (Kapur & McHale, 2005, 13, 30, 32)、各国における国外流出人口の数および割合 (Kapur & McHale, 2005, 15)、先進諸国における外国人の数の推移と学歴 (Kapur & McHale, 2005, 17-19)、途上国の教育機関 (もしくは特定の国家における最難関の医学部など、途上国の特定の上位教育機関) 卒業者の国外流出数および割合 (Kapur & McHale, 2005, 21-22)、国民の学歴および所得分布と国内の外国人の学歴および所得分布の比較 (Kapur & McHale, 2005, 23-24)、各国における技能職や一定以上の学歴を持つ人口の割合の比較 (Kapur & McHale, 2005, 26, 31) などの指標を挙げている。

主に議論の対象となるのが、医療従事者²⁾である。高度な技能・知識を持った人材の中でも、医療従事者の特徴は、三点ある。第一に、医療とは、人間の生命・健康の維持という基本的な生存に関わる点で、医療サービスの提供体制は、基本的な社会制度の一つであり、いずれの社会であっても、一定の医療サービス提供体制を必要とする。この点で、医療従事者は、社会の基本的な機能を維持するために必要不可欠な基幹的労働者である。第二に、医療従事者は、一定期間に渡る専門的な教育・訓練によって育成される専門職であり、高度な知識・技能の修得を必要とするため、その育成コストも高く、相対的に極めて希少である。第三に、専門的な教育・訓練によって育成されるという点で、社会は、その将来的なニーズの予測のもと、どの程度の規模で育成するか計画し、そのコストを一定程度負担しなければならない。以上の特徴は、医療従事者以外にも、専門的な知識・技能を必要とする基幹的労働者には、程度の差はあれ、該当する。例えば、教育職の頭脳流出についても、同様の側面があると考えられる。しかし、人間の基本的な生存に関わるという点で人材に対する需要が高く、また、育成コストが桁外れに大きいという点で、移動の直接的制約を含む強い規制が問題となりうるのは、もっぱら医療従事者である。この点で、医療従事者の移動への規制は「医療従事者例外主義 (medical exceptionalism)」(Alkire & Chen 2006) とも呼ばれる。

以上の特徴から、医療従事者の移動には、二つの潜在的問題が伴う。第一に、医療従事者の数が、地域の医療ニーズとの比較で過少になった場合に、医療サービス提供体制という基本的な社会制度を維持することができない。最悪の場合、医療サービス提供体制そのものを崩壊させるという事態が生じうる。この結果は、多くの人の救命・治療を断念せざるをえないという危機的な事態である。第二に、社会が医療従事者を過度に失う場合に、社会による育成コストの負担が、育成に見込まれる利益に見合わないという事態が生じうる。³⁾ 医療サービス提供体制が維持できなくなることが切迫した事態で

2) 頭脳流出が問題となっている医療従事者として典型的に挙げられるのは医師、看護師であるが、歯科医師、薬剤師、技師などにも一定の需要があり、広く専門的な医療労働に関わる労働者の移動が問題となっている。参照、(Alkire & Chen 2006,102-103)

あり、育成コストも極めて大きいことから、医療従事者の移動そのものの制約、積極的引き抜きの禁止、育成コストの返還など、一定の規制が認められるかが問題になりうる。以下では、医療従事者の移動・移住を念頭に頭脳流出問題について論じる。

2 医療従事者の移動・移住と頭脳流出問題⁴⁾

医療従事者なしに医療は成り立たない。医療体制の国際的な格差を示す指標の一つは、各国家の一定の人口当たりの医療従事者の数である。WHO（世界保健機関）の統計によれば、人口1万人当たりの医師数（2009-18年）は、グローバルな平均で15.1人であるのに対し、日本（24.1人）、米国（25.9人）、英国（28.1人）では、これを上回る20人以上の医師が存在する。これに対し、アフリカでの人口1万人当たりの医師数の平均は2.8人、アフリカでも極度に医師が過少であるとされるガーナの平均は人口1万人当たり1.8人である。同様に、人口1万人当たりの看護師・助産師数（2009-18年）についても、グローバルな平均34.8人に対し、日本（115.2人）、米国（85.5人）、英国（82.9人）では、これを遥かに上回る看護師・助産師が存在する。これに対し、アフリカの看護師・助産師の数の平均は11.0人、ガーナでは12.0人である。（WHO 2019a, Annex2 Part4）出産の際に、医療従事者が立ち会う割合——この文脈での医療従事者とは助産師を指すと思われるが——は、グローバルな平均で81%であるのに対し、アフリカでの平均は59%となっている。（WHO 2019a, Annex 2 part1）⁵⁾

3) 以上の潜在的問題は、国際的な移動においても、国内の地域的な移動においても、生じうる問題である。また、医療従事者の国際的な偏在の問題が解決したとしても、国内の地域的な偏在の問題や、とりわけ医師については診療科による偏在の問題もあり、国際的な偏在の問題が解決したからといって、医療サービス提供体制が改善されるとは限らない。

4) この部分の記述は、（浦山 2012, 27-30）に加筆修正している。

5) WHOによれば、2017年の妊産婦の死亡は、世界全体で、29万5000件と推計されている。このうちの66%が、サハラ砂漠以南のアフリカで生じている。日本、英国、フランスなど、米国を除く先進国では、妊産婦の死亡は、年間で100件にも満たない。

このような医療従事者の国際的な偏在という状況のもと、その国際的な移動・移住が議論を呼んでいる。例えば、ガーナでは、サハラ砂漠以南でも極度に医師が過少であり、1985年～1994年の間に国内の医学部出身者が、卒業後4年半の間におよそ半分、9年半以内に4分の3がガーナを離れたとされている。(Kapur & McHale, 2005, pp. 25-27) 頭脳流出が国際問題と化しているのは、単に向上心溢れる労働者がより良い就労機会やより良い社会環境を求めて、地方から大都市に移動するように、途上国から先進国に移動するというだけでなく、自国労働者のみでは経済成長や社会保障政策を維持するのが難しくなりつつある先進国政府やその医療機関が、途上国労働者の積極的な引き抜きに乗り出していると言われるためである。⁶⁾ 南アフリカ共和国が、カナダに対し、自国の医師の引き抜きを止めるよう求めたと報道されるなど、先進国に対して医師の引き抜きを止めるよう求める動きがある。

国際的な政治的動向として、2010年5月に、WHO（世界保健機関）は、総会にて、「医療従事者の国際的な募集についてのグローバルな実施規則（WHO Global Code of Practice on the International Recruitment of Health Personnel）」⁷⁾を採択した。この実施規則では、医療従事者の国際的な募集

もっとも、世界全体でも、2017年には、2000年の45万1000件の3分の2程度に減っており、全体としては減少傾向にある。(WHO 2019b)

- 6) Ronald Labonte等は、カナダにおけるリクルート業者、公衆衛生関係の地域的な当局 (regional health authorities)、途上国におけるリクルート業者、カナダで既に就労している個人本人やその診療所の五種類の主体が、必ずしも直接ではないにしても、リクルーターとして機能しているとする。このうち、まず、カナダにおけるリクルート業者について非営利のものから、政府の資金提供を受けているものまで存在する。公衆衛生関係の地域的な当局が果たしている役割についても、正確なところを把握することは難しいとしながらも、サハラ砂漠以南における代表的な医療雑誌に、公衆衛生関係の地域的な当局の名で、医師を必要としている地域や労働条件の概略などを書いた広告が多く掲載されていることから、公衆衛生関係の地域的な当局が積極的なリクルートをしていると述べている。また、途上国におけるリクルート業者も公衆衛生関係の地域的な当局や病院とコンタクトを持っているとする。(Labonte, et al. 2006, 30-32) このほか、Edward Mills等は、リクルート業者の業者名を挙げている。(Mills et al. 2008, 685)
- 7) WHO Global Code of Practice on the International Recruitment of Health Personnel https://www.who.int/hrh/migration/code/WHO_global_code_of_practice_EN.pdf?search='WHO+Global+Code+of+Practice+on+the+International+Recruitment+of+Health+Personnel'

は、開発途上国の医療保険システムの持続可能性の促進などの原理に従って実施されること(3.5)、加盟国は、医療従事者の国際的な募集の必要性を減らすことが可能になるよう、医療従事者の実効的な育成計画、教育・訓練、自国での労働を確保するための方策を打ち立て、持続可能な医療労働力を育成するよう努めること(3.6)、医療従事者の技能が出身国にとっても、受け入れ国にとっても利益となるよう、医療従事者の還流的移動(circular migration)を促進すること(3.8)などが、指針として定められている。また、各国政府が独自に定めている倫理的指針や二国間での協定も存在している。⁸⁾

もっとも、途上国における医療従事者不足の主要な原因が国外への流出によるものであると言えるかについては争いがある。また、国外への人の移動・移住が、出身国に対してどのような影響を持つかについても、どのように頭脳流出の程度を測るかを含めて争いがあることは否定できない。⁹⁾ 人の流出の影響は、国家の人口規模によっても異なり、人口規模が小さい国家では影響が深刻となりやすいのに対し、大国では影響が小さいなどということもあり、簡単に一般化することができないという側面もある。国家によって状況は様々であり、フィリピンのように、外貨獲得を目的として、看護師を積極的に育成して、海外に派遣している国家もある。(宮内ほか2017, 53-56) 医療従事者の国際的な引き抜きが認められるかという点に絞っても見解は割れており、人口当たりの医療従事者の数と人の死亡率には負の相関関係があるとし、サハラ砂漠以南の国家からの医療従事者の引き抜きを犯罪であると形容する論者がいる一方(Mills et al. 2008)、医療従事者の移動・移住が出身

8) 例えば、英国について、(Blacklock et al. 2012, 5)

9) Devesh Kapur は、頭脳流出問題の効果を確定するのが困難である理由を4点挙げている。第一に、どの程度の時間的なスパンで効果を測るべきかという問題がある。短期的には、希少な人材を失ったとしても、長期的に、そのような人材が帰国したり、出身国に投資したりして、プラスの効果を持つ場合がある。第二に、国家の人口規模によって効果が異なる。第三に、国際的な移住がもたらす多様な効果の中で、出身国での人材の流出効果にどの程度比重を置くべきかという問題がある。第四に、送金などによって、移住者は出身国を離れたとしても、出身国に貢献している面がある。(Kapur 2017, 48-49)

国に与える影響は小さいと考える立場から、積極的な引き抜きに倫理的問題がないとする見解もある。(Hidalgo 2013) ただ、人口規模が小さい国家において、希少な人材の流出の影響が深刻となりやすいのは事実であり (Collier 2013, 195-203) (Kapur 2017, 48-49)、医療サービス提供体制が脆弱である場合には、国外への流出が医療従事者不足に追い打ちをかける状況となり、移動・移住の規制が真剣な議論の対象となりうる。

Ⅲ 国家は個人の国外への移住を規制しうるか？ ——Brock 対 Blake 論争

頭脳流出問題をめぐっては、出身国が移住者に課すものとして、二つの論争的な政策案がある。一つは、出身国での一定期間に渡る就労の義務づけである。Frehywot 等の調査によれば、2010 年時点で 70 以上の国家で、医療従事者に対する就労義務づけの仕組みがあるとされる。(Frehywot et al. 2010) もう一つは、移住者への課税である。例えば、インド出身の経済学者、Jagdish Bhagwati の提案——1972 年に初めて提案されたもので、「バグワティ税」と呼ばれる——が知られている。バグワティ税の特徴は主に 2 つある。第一に、開発途上国から先進国へ移動する専門的職業を持った移住者が、移住後得た収入に、一定期間のみ課税すること、第二に、先進国が税を徴収し、税収が国連機関を通じて、開発途上国に開発資金として配分されることである。(Bhagwati 1976) 本節では、政治的責務として移住者の義務を正当化し、以上の政策案についても、一定の条件のもとで支持する Gillian Brock の議論と、Brock に対して批判的な問題提起を行う Michael Blake の間の論争を検討する。¹⁰⁾

10) Brock と Blake の論争を収めた著書、『頭脳流出を議論する：政府は国外への移住を制約しうるか？ (Debating Brain Drain: May Governments Restrict Emigration?)』(Brock & Blake 2015) は、多くの反響を呼び、以下の 5 誌で誌上合評会が開かれている。South African Journal of Philosophy 2017 Vol. 36 (1), Law, Ethics, and Philosophy 2016 Vol.4, Ethics and Global Politics 2016 Vol. 9(1), The Journal of Medical Ethics 2017 Vol. 43(8), Moral Philosophy and Politics 2016 Vol. 3 (1)

1 就労義務づけと課税の正当化—— Gillian Brock の立場

Gillian Brock は、医療従事者が国外に移住した場合に、社会に対して負の影響があることを前提に、就労義務づけ・課税という二つの政策案を、一定の条件のもと肯定する。Brock の議論は、医療従事者が国外に移住した場合の負の影響、二つの種類の政策・政策案を肯定するための条件、社会に対する負の影響について移住者自身に責任が課されるべき根拠という三つの議論から成り立っている。

医療従事者が国外に移住した場合の負の影響

Brock は、医療従事者が国外に移住した場合の負の影響として、三点挙げている。第一に、一般的に、他の労働者よりも高収入である医療従事者は、所得税などの税金も多く収めており、税収が減るなど、純粋に財政的な影響がある。第二に、医療サービスを受ける機会が減るなど、技能やサービスを喪失するという影響である。第三に、国の制度を築くために必要な能力を持った人材を喪失するという影響がある。このうち、最も悩ましいのは、国の制度を築くために必要な人材を喪失することであるとしている。(Brock & Blake 2015, 38-41)

移住者の義務の根拠

人の流出問題について論争的であるのは、人が流出することによって様々な負の影響がありうるとしても、誰がその負の影響を緩和したり、埋め合わせたりする責任を負うのかという点である。移住者への出身国での一定期間の就労の義務づけや課税の提案の前提にあるのは、移住による出身国への負の影響は、出身国や受け入れ国ではなく、国外へ移住する者自身が埋め合わせなければならないという議論であり、その理由が問題となる。これに対し、Brock は、4つの議論を挙げている。(Brock & Blake 2015, 65-68)¹¹⁾

11) Brock 自身は7つの議論として提示しているが、内容が重複すると思われるものがあることから、4つに整理する。

①公平性・互酬性・フェアプレイ

国民もしくはは国家の居住者は、互酬的な仕組みである国家を維持するための義務を負っている。誰もがそれぞれの義務を果たさなければならず、それを免れることは「ただ乗り」に相当する。

②出身国に残された人々に課す負担の補償

移住者は、送り出し国に残る人々に対し、負担を課している。例えば、残された医療従事者は、従前より、多くの患者の診療に当たらなければならぬかもしれない。医療が受けられなくなる人がいるかもしれない。出身国の税収が減ってしまうかもしれない。このような負担を補償すべき義務がある。

③出身国政府の人材育成投資への補償

人材の育成のために希少な資源を投じた政府は、その投資から公平な報酬を得る権利があり、この投資から利益を得た者に補償を求めることができる。また、出身国政府は、移住者が国内で就労することを前提に計画していた国民のニーズへの対応を修正しなければならず、このような政府に課した負担を補償すべき義務がある。

④移住の副次的効果への補償

移住の副次的効果について、意図的ではなかったとしても、補償すべき義務がある。

就労の義務づけ・課税が肯定されるべき条件

以上のように移住者の義務を基礎づけつつも、Brock の立場は、この義務から直接、就労義務づけ・課税が肯定されるという単純なものではない。Brock は、さらに、二つの政策案が許容されるべき背景的条件を挙げている。(Brock & Blake 2015, 101-107)

① 移住者が、人材が不足する分野のサービスを提供するための技能を持ち、国外への移住によって、出身国の国民のニーズを満たすことが難しくなること。そのため、移住者が国内に存在することが重要であること。また、この

不利益が、移住によってもたらされる新たな利益によっては、埋め合わせる
ことができないこと。

- ② 国内での就労が、技能を得るための学業課程を終えるための要件など
になっていて、学生に事前に周知されていること。
- ③ 政府が、人権の保障に努め、その権力行使には正統性があること。政府
が、国民のニーズを満たし、開発を促進するため、技能を持った人材の育成
に投資していること。
- ④ 課税にせよ、就労の義務づけにせよ、理不尽な犠牲ではないこと。

以上の条件が満たされる場合には、出身国内での短期間の——1年か2年
としている（Brock & Blake 2015, 77）——就労の義務づけが認められる。他
方で、Brock は、この義務を金銭的負担に替えることも認めている。（Brock
& Blake 2015, 73-79）課税については、受け入れ国国民に負担を求めること
は理不尽ではなく、同時に、移住者自身に負担を求めることも理不尽ではな
いとする。（Brock & Blake 2015, 70-72）

Brock は、自身の議論を「国外への移住の正義（justice in emigration）」
（Brock & Blake 2015, 14）、「国外への移住の公正な条件（fair terms of exit）」
（Brock & Blake 2015, 18）を主張するものであるとしている。

2 「国家を去る権利」の擁護—— Michael Blake の立場

以上の Brock の立場に対し、批判的に問題提起するという形で提示されて
いるのが Michael Blake の議論である。Blake の中心的議論は、Brock の就労
義務づけの擁護について「国家を去る権利」を根拠として批判するもので、
この権利の制約が正当化される「倫理的緊急事態」の可能性は認めるものの、
現在の途上国の状況はこの「倫理的緊急事態」に該当しないとする。¹²⁾

12) 議論の前提として、Blake は、医療従事者の移動が出身国にプラスの効果を持つ可能
性にも触れている。（Brock & Blake 2015, 159-165）

「国家を去る権利」とは

Blake の中心的論拠は、「国家を去る権利 (the right to leave)」が、誰にでも認められるべき基本的権利であることである。「国家を去る権利」には、以下の二つの内容が含まれる。

① 「出国する権利 (the right to exit)」

一つは、自国を含めて、特定の国家の領域を脱する権利である。

② 「政治的義務を放棄する権利 (the right to renunciation)」

政治的義務——Blake は、正義に適う制度を創設し、維持するための「正義の義務 (obligation of justice)」とする——は、国民間もしくは国家の居住者間で成立する。「国家を去る権利」を構成する二つ目の権利は、国籍の変更などによって、この政治的義務を放棄する権利である。(Brock & Blake 2015, 114, 120, 191-192)

「国家を去る権利」の根拠

Blake は、「国家を去る権利」について、3つの根拠を挙げている。(Brock & Blake 2015, 192-208)

第一に、「国家を去る権利」は、世界人権宣言、国連人権規約など、実定法上、規定された権利である。例えば、国家を出国する権利は、世界人権宣言 13 条 2 項、政治的義務を放棄する権利は、国籍を変更する権利として、世界人権宣言 15 条 2 項に規定されている。また、Blake は、「国家を去る権利」の制約を認めることの政治的効果にも触れている。まず、この権利の制約を認めるならば、「国家を去る権利」が必ずしも重要なものではないというシグナルを国際社会に送ることになる。さらには、その制約が常に正当な制約であるとは限らない。そして、技能を持った人材の流出が国内の悪しき体制の改革を促しうることから、「国家を去る権利」を認めることが、移住希望者にとっても、社会にとっても、望ましいと言う。

第二に、「国家を去る権利」の制約は、現在居住している国家とは別の国家に移住し、場合によっては、国籍を変更するなど、新たな政治的関係を結

ぶことの妨げとなる。同時に、現在居住している国家との既存の政治的関係を継続することを強要する。

第三に、特定の個人が社会にとって有用な技能を持っていたり、高い所得を持っていたりすることを理由に、他国への移住を制約するならば、個人を、一人一人尊重すべき人格としてではなく、社会の道具・資源として扱うことになる。

基本的権利の一時的制約が許容されるべき「倫理的緊急事態」

Blake は、「国家を去る権利」が無制約であると言うわけではない。「国家を去る権利」を含む基本的権利の一時的な制約が許容されるべき「倫理的緊急事態」は想定しうるものの、それは以下の条件が該当する場合であり、Blake が就労義務づけを批判する一つの理由は、現在のアフリカが以下の条件を満たす状況ではないと判断するためである。(Brock & Blake 2015, 208-212)

倫理的緊急事態において、基本的権利の制約が許容されるべき条件

- ①緊急事態が十分に真摯なものであること。
- ②権利の制約によって、合理的な期間内に、状況がより良く改善されること。
- ③正義に適った世界を目指すために、他に手段がないこと。
- ④権利の制約に対し、補償すること。

背景的問題としてのグローバルな社会的経済的格差と正義に適う制度を創設・維持する負担の公平な分配

Blake が、移住者の義務を政治的責務として正当化する Brock の議論を批判するのは、正義に適う制度を創設・維持するための負担は、国際社会において、公平に分配されるべきであると考えためでもある。Blake は、頭脳流出問題の背景には、グローバルな社会的経済的格差があり、頭脳流出問題は、グローバルな社会的経済的格差が緩和されることにより、解消することを期待すべきものであるとする。(Brock & Blake 2015, 224-228) 同時に、正

義に適う制度を創設・維持するための負担は、国際社会において、公平に分配されるべきであり、個人が、その技能ゆえに、過度に負担を負わされるべきではないとする。(Brock & Blake 2015, 129-135) 先進国が、医療従事者の育成のために十分な投資をせず、引き抜きに依存せざるをえないことが原因であるとも指摘し、各国が必要な人材を育成することが、先進国が可能な対応の中で最も重要なものであるともしている。(Brock & Blake 2015, 223)

したがって、Blake が主な批判の対象としているのは、課税・就労義務づけという二つの政策案のうち、「国家を去る権利」を直接制約する就労義務づけである。Blake は、個人の自発的な移動を妨げるべきではないという点で、頭脳流出は、自由を重視するリベラルな政治が克服できない不正であり、問題ではなく「悲劇」であるとする。(Brock & Blake 2015, 226-227) もっとも、国家の権力行使に正統性がある場合には、事前の契約によって、就労を義務づけることには反対するわけではない。(Brock & Blake 2015, 214-217) 課税については、移住者が国籍を維持するなど、国家の領域内に居住してなくても、国家の構成員として認められる場合に、不適切であるとは言えないとしている。(Brock & Blake 2015, 212-214)

IV 論争の整理と検討

1 論争の整理

(1) 論争の二つの内容

まず、Brock と Blake の論争を整理したい。Brock と Blake の論争は、内容の面から、二つに分けることができる。「国家が、個人の国外への移住を制約しうるか」という問い——「国外への移住の正義」——が、Brock の問題関心であり、移住者への就労義務づけ、課税という二つの具体的な政策案が正当化可能であるかという課題を念頭に、その根拠をめぐって、意見が交わされている。二つの政策案を、一定の条件のもと、正当化可能であると考え、その根拠を政治的責務の存在に求めるのが Brock であり、Brock 対 Blake 論

争の一つの内容は、移住者が、国内での医療サービスの提供を含む、出身国の社会制度の維持に貢献すべき義務を持つか否か、持つ場合には、その根拠は何かという、移住者の出身国への義務の有無、その根拠をめぐる見解の対立である。もう一つは、就労義務づけ、課税という二つの政策案を認めるか否か、また、どのような条件のもとに認めるかという実践的問題をめぐる見解の相違である。

移住者の義務の有無、その根拠という一つ目の内容をめぐって、Brockの議論の特徴は、一見して明らかなように、移住者の義務を出身国に対する政治的責務として捉える点にある。政治的責務をめぐっては、正当化の論拠として、主に、関係性、同意、国家への感謝・敬讓、自己利益、公平性、自然義務などが知られている。(横濱 2016) (瀧川 2017) このうち、Brockの頭脳流出をめぐる議論は、公平性の議論に依拠し、以下のように主張するものとまとめることができるだろう。

国家の運営は、国民間の社会的協働によって成り立つ。国民は、国家を成り立たせている制度の創設・維持に貢献することによって、社会的協働の負担を担う。政府は、専門的な技能を持った人材の育成のために、教育制度を整備し、様々な分野で、専門的な教育を提供している。これは、政府にとっては、国家を成り立たせている制度の創設・維持に従事する人材を育成するための投資である。医療従事者、とりわけ医師を育成するためには、多大な投資コストを払っている。したがって、医療従事者には、その専門性の観点から、国内における医療サービスの提供に従事することによって、国家の運営に貢献すべき義務がある。国家によって運営される教育制度を通して、医療についての知識や技能を身につけるという恩恵にあずかったにもかかわらず、国内での医療サービスの提供に貢献しないならば、社会的協働に対する「ただ乗り」である。

Brockの主張には、医師の育成コストが多いため、国内の教育制度を通して、医療についての知識や技能を身につけたにもかかわらず、国内での

医療サービスの提供に貢献しないならば、政府の投資をふいにするという議論も含まれている。しかし、以上のような主張のみであるならば、移住者に育成コストの返還を求めれば足りる。育成コストの返還のみではなく、この育成コストを上回ると考えられる、移住地での収入への課税や就労義務づけを肯定している点で、育成コストの負担の問題ではなく、国家を成り立たせている制度の創設・維持への貢献を政治的責務として主張している議論と理解するのが適切であるだろう。

これに対し、Blake は、以下のように応答する。政治的責務については、「国家を去る権利」を根拠として、国家領域から物理的に脱し、終局的には、国籍を変更することで、このような政治的責務を放棄することが認められる。また、正義に適う制度を創設・維持するための負担は、国際社会において、すべての人に公平に分配されるべきであり、移住者のみに負わされるべきではない。

就労義務づけ、課税という二つの政策案を認めるか否かという実践的問題についての見解の相違が、論争の二つ目の内容である。ところが、二つの政策案をめぐる見解を比較するならば、Brock と Blake の主張にそれほど差があるようには見えない。Brock の政治的責務論からは就労義務づけ、および課税、双方の政策案が無条件に肯定されるかのような印象を受けるが、実践的含意をめぐる Brock の議論はそうに単純なものではなく、双方の政策案について、事前に周知され、当事者が就労や課税について合意する契約が交わされている場合のみ認められるとしている。また、権力行使に正統性がある国家のもとでしか認められないとともに、就労・納税が課されることによって移住者が負う負担が理不尽なものではないことも条件とされている。「国家を去る権利」を根拠として就労義務づけを批判する Blake も、権力行使に正統性がある国家のもとで、事前の契約によって、国内での一定期間の就労に合意することを否定するものではなく、結果として、就労義務づけをめぐるのは、事前の合意が必要であるという点で、Brock と Blake の主張に差はない。課税については、「国家を去る権利」を直接に制約するものではないことから、Blake が、国籍などを維持する場合には不適切であると

は言えないとしている一方、Brock は、課税についても事前の同意を求めており、この点では、Blake 立場の方が肯定的であるとすら言えるかもしれない。

(2) 理論的対立点——政治的責務か事態の緊急性か

次に、二人の論者の理論的対立点について確認したい。以上のように、移住者に政治的責務を認めるか否かという点では、Brock と Blake の議論は、真っ向から対立するよう見える。他方で、就労義務づけ・課税という二つの政策案をめぐるのは、Brock と Blake の主張にそれほど差があるようには見えない。すると、二人の論者は、どのような点で対立しているのだろうか。まず、Brock は、「国家を去る権利」を否定していると言えるだろうか。この点については、Brock も、移動の自由を禁止すべきだと論じているわけではないとしているように (Brock & Blake 2015, 14-15, 239)、「国家を去る権利」の中でも、出国する権利については否定しているわけではない。Brock が、就労義務づけ、課税の両案について事前の同意が必要であると論じていることから、「国家を去る権利」を否定しているわけではないことが窺える。先に、Brock の議論の特徴は、頭脳流出問題を、移住者の出身国に対する政治的責務の問題として捉える点にあると述べた。Brock の議論の二つ目の特徴は、公平性を根拠とした政治的責務から、就労義務づけ、および課税、双方の政策案が無条件に正当化されるわけではなく、政治的責務を前提としつつも、複数の条件が満たされる場合に、双方の政策案を支持する点にある。したがって、例えば、Brock の議論を、就労義務づけ・課税について、肯定論・否定論という形で整理するならば、肯定論ではあるが、単純な肯定論ではなく、条件つき肯定論という整理が適切であるだろう。Brock が課す条件のうち、事前の同意は、将来的に生じることについて本人が事前に知り、合意しなければならないという極めて強い条件である。このような強い条件が必要とされる理由は、就労義務づけ・課税という政策案によって制約される権利が重要であると考えられるからであるだろう。

他方で、Blake も、就労義務づけ・課税について、全面的に否定している

わけではない。課税については、「国家を去る権利」を直接に制約するわけではないため、国籍など、政治的関係性を維持する限りでは否定するわけではなく、「倫理的緊急事態」には、一定の条件のもと、「国家を去る権利」が制約されることも認めている。したがって、二人の論者の見解の違いは、「国家を去る権利」が制約されるか否かではなく、「国家を去る権利」の制約を許容すべき根拠が、政治的責務にあるか事態の緊急性にあるかという点にあると言えるだろう。¹³⁾

2 検討

(1) 政治的責務としての就労義務づけ・課税

では、医療従事者への就労義務づけ・課税は、政治的責務として正当化しうるだろうか。医療従事者への就労義務づけ・課税について政治的責務として正当化しうるかを考えるにあたっては、本来、二つの問いに答えなければならない。第一に、政治的責務の存在は、何を根拠に正当化されるか、第二に、政治的責務には、どのような内容の責務が含まれるかである。¹⁴⁾ 筆者は、このような政治的責務論の検討を通して、医療従事者への就労義務づけ・課税が政治的責務として正当化される可能性を否定するわけではないが、政治的責務一般が正当化されうるとしても、政治的関係性に基づいて義務を課すという政治的責務の性質上、そもそも、医療従事者への就労義務づけ・課税を政治的責務の一つに含めうるのは、同様の義務が国民一般に課されるという限定的な場合のみであると考え。医療従事者への就労義務づけは国際的に広く見られる実践であるが、このような実践の根拠は、政治的責務の存在ではなく、専門職育成教育の一環としての研修や医療従事者が相対

13) 韓国の国籍法は、兵役終了・免除前の重国籍者の国籍離脱について、一定の場合に認めず（韓国・国籍法 12 条）、国籍を離脱する権利についても、政治的責務によって制約されるという例がある。韓国・国籍法の翻訳として、（趙 2010）

14) このような検討として（福家 2018）福家は、正義の自然義務によって、医療従事者への就労義務づけが正当化できるとしている。

的に少ない地域で就労するインセンティブを生み出すことを目的とした教育資金の貸与、官公庁や企業での人材育成計画に基づく教育資金の負担などであるだろう。政治的責務の正当化論については、そのみを扱うだけで多くの紙幅を必要とするので、本稿ではなく別の機会に譲ることとし、本稿では、Brock の議論の批判的検討を通して、以上の点を指摘したい。¹⁵⁾

政治的責務とは、「個人が特定の国家に対して負う責務」(瀧川 2017, 4) と説明されるように、国籍を有することや、ある国家の領域内に居住することなど、個人が、政治的関係性ゆえに、国家に負う義務を指す。典型的には、徴兵の義務、陪審・裁判員の義務、納税の義務などが挙げられる。したがって、政治的責務とは、政治的関係性ゆえに負う義務である以上、特定の政治的関係性を有する人々すべてが同様に負う義務でなければならない。もちろん、具体的な義務の内容には差を設けることが合理的な場合もあるだろうし、一定の理由によって、特定の個人や集団を免除することもあるだろう。前者としては、例えば、個人が有する所得・資産に差があること、および、機会の平等を保障する重要性を考えるならば、すべての人に同額の税金を課

15) このほか、Brock の議論の問題点としては、第一に、医療従事者への就労義務づけ・課税について、事前の合意を条件としていることも不適切である。事前の合意によって引き受ける義務とは、自発的な契約に基づく義務に過ぎない。政治的関係性を根拠とした政治的責務について、事前に合意しない限り、課すことができないならば、政治共同体は成り立たなくなってしまう。第二に、Brock は、就労義務づけについて、移住希望者に対して、移住の実現を少々先延ばしにすることを求めるものとして (Brock & Blake 2015, 254-255)、要求が理不尽ではないことを示唆しているが、この性格づけも不適切である。就労義務づけは、単に国外に移住する時期を先延ばしにするのではなく、医療従事者としての就労を義務づけるものである。結果として、「国家を去る権利」もさることながら、一定期間、職業選択の自由が制約される。医療従事者になるべく専門的な教育を受け、実際に、専門職としての資格を取得した後、どのような職種に従事することを希望するかは、個人によって異なる。医師を例にとるならば、病院で勤務医として働くほか、自分自身で開業したり、技官として行政機関で働いたり、大学や研究機関で研究職に就いたり、様々な職種がありうる。また、医師でありながら、弁護士など他の資格も取得し、他の資格によって働く人もいるほか、国会や地方議会の議員に選出されたり、アナウンサーとして放送局に勤めたり、小説家など芸術の分野で才能を開花させる人もいる。個別の事情によって、一時的にせよ、永続的にせよ、働くことを望まない人もいよう。就労の義務づけは、国外への移動の自由とともに、このような職業選択の自由を制約しうるものであり、単に時間の経過に耐えることを求めるものではない。

すことは不適切であり、累進的な税制度を国家収入の財源とすることが望ましい。結果として、納税の義務はすべての国民に課されるが、実際の納税額は、人によって異なる。後者として、日本では、一定の理由によって、裁判所に行くことが困難であったり、裁判員としての職務を果たすことが困難であったりする場合には、裁判員を辞退することが認められている。また、宗教的な信仰や政治的信条などによって、責務の免除を求める個人がいる場合には、良心的拒否と代替的な服務も認められなければならない。このように、具体的な義務内容に差があったり、義務を免除されたりする場合があるにしても、政治的責務とは、一定の政治的関係性を有する個人が等しく負う義務である。筆者は、Brock の議論の問題点の一つは、医療従事者のみを対象とした負担を政治的責務として正当化しようとしている点にあると考える。政治的責務が、政治的関係性ゆえに負う義務であることから、医療従事者である移住者の国内での医療サービスの提供義務も、国民一般に課されている義務のバリエーションの一つでなければならない。例えば、衛生状態が悪いなどの状況で、医療制度の整備を重視する観点から、国民すべてが一定の医療の知識・技能を習得・訓練し、医療サービスの提供に貢献する義務を負うという例が考えうるだろう。このような中、高度な専門的教育・訓練を受けた医療専門職は、医療サービスの提供に関し、その専門性ゆえに加重的な義務を負い、国内での一定期間の就労が義務づけられるというものである。但し、このように、国民すべてが国内の医療サービスの提供に一定程度貢献する義務があるというならば、実際に、国民すべてに対し、一定の医療の知識・技能の訓練・習得がなされなければならない。課税についても、職種を問わず、国民すべてに、国内の社会制度維持のための金銭的負担を求め、累進的に負担を分配した結果、相対的に収入が多い医療従事者に多くの金銭的負担を求めることはありうるだろう。¹⁶⁾

もっとも、このような責務が民主的な政治過程での討議を経て、国民の義務として課される可能性がないわけではないが、一般的であるとは言い難い

16) 同旨の批判として、(Owen 2016, 62-63)

ようにも思う。医療従事者への就労義務づけは国際的に広く見られる実践であるが、その根拠としては、以下のようなものが、より一般的根拠として考えられるだろう。就労義務づけについては、例えば、専門職育成教育の一環として、国内の医療体制についての見聞を深めるべく、医療従事者が相対的に少ない地域での医療活動に従事することを研修として義務づけることがありうるだろうし、医療従事者の偏在への対策として、医療従事者が相対的に少ない地域で就労するインセンティブを生み出すため、医学・看護学教育を受けるための資金を奨学金として貸与し、一定期間、指定した医療機関で就労することを条件に、その返済を免除することもあるだろう。¹⁷⁾ もしくは、官公庁や企業での人材育成計画の一環として、専門的教育を受ける場合に、その教育費用を職場が負担し、学業が修了したり、資格を取得したりした後、一定期間、元の職場で勤務し続けることを求める場合もあるだろう。金銭的負担としては、このような奨学金などを受けつつも、求められている勤務を希望しない場合に、勤務を引き受けないことと引き換えに、奨学金や教育費用の返還を求めるといった観点から、金銭的な負担を求めることがありうると考える。

(2) グローバルな人材育成コストの分配問題としての頭脳流出問題

以上のように、一定の場合に、医療従事者への就労義務づけ・課税が政治的責務の一つに含まれうるとは考えるが、現在の医療従事者をめぐる頭脳流出問題について考察するにあたって、医療従事者への就労義務づけ・課税が政治的責務として正当化されうのかのみに議論の焦点を当てることは不十分であるとも考える。なぜなら、国際的な次元での頭脳流出問題とは、高度な技能を持った専門的な人材がもたらす利益とその育成コストの国際的な分配

17) 日本国内の医師の偏在の問題について、全国の大学医学部で、都道府県が奨学金を出し、医師免許取得後に指定された医療機関に勤務する場合に奨学金の返還を免除する「地域枠」の仕組みが導入されている。厚生労働省は、若手医師に、医師が相対的に少ない地域で、一定期間、勤務を義務づける仕組みを検討していると報道されている。日本経済新聞朝刊 2020年7月27日「医師不足解消へ試行錯誤」

の問題であると考えられるためである。

医療従事者への就労義務づけ・課税という政策案を政治的責務論として理論化する Brock の議論の前提は以下のようなものであると言えるだろう。頭脳流出問題とは、国民の中でも、専門的な技能を持った一部の集団が、国外に移住し、物理的にいなくなることで、社会的協働としての国家の運営に貢献しえず、出身国政府や国民に、この負担を不当に転嫁することである。その解決の方策は、移住者にこの負担を求めることであり、移住者への就労義務づけ・課税は負担分担のための具体策である。しかし、このような問題の捉え方は、移住者の出身国における教育資源・医療資源などの分配のみに焦点を当てている点で、一面的と言わざるを得ない。途上国である出身国における教育資源・医療資源などの分配問題の背景にある、より大きな問題は、Blake も指摘するように、高度な技能を持った専門的人材の需要の高まり、および、移民受け入れ政策を利用したこの人材育成コスト負担の回避ではないだろうか。このような観点からは、国際的な次元での頭脳流出問題とは、高度な技能を持った専門的な人材がもたらす利益とその育成コストの負担について、グローバルな分配的正義の視点で考察されるべき問題である。引き抜きが問題であるのは、受け入れ国が、人材が活躍することの利益を享受しながらも、人材育成コストをもっぱら出身国に課すためであるだろう。

したがって、解決のために必要な具体的な方策は、第一には、人材がもたらす利益と照らし合わせて、人材育成コストの負担を適正化することである。受け入れ国は、自国の医療サービス提供体制の維持に必要な人材育成コストを自ら負担し、医療従事者の育成に努めなければならない。同時に、人材の引き抜きを行う場合には、受け入れ国がその育成コストを負担すべきであるだろう。受け入れ国の国民が、人材がもたらす利益を享受する以上、育成コストについて移住者自身にすべてを負わせることは不当であると考えられる。

第二に、医療サービス提供体制が基本的な社会制度であり、医療従事者が社会の基幹的労働者であることから、育成コストの負担では、医療従事者の不足を改善できないような危機的状況にある国家からは、引き抜きを控えるべきであるだろう。

第三に、技能を持った人材の国際的な移動によって、出身国がもっぱら育成コストを負担し、受け入れ国がこのコストを回避するという結果に終始するのは、技能を持った人材が受け入れ国に行きっぱなしになり、出身国に一時的にでも戻ったり、出身国社会へ貢献したりする機会が少なくなってしまうからである。このような観点からは、専門的な人材が、出身国の制度の創設・維持にも関与できるよう、「頭脳還流」を促進できる仕組みを作ることが重要である。出身国の側には、このような「頭脳還流」を促進する仕組みを生み出すインセンティブがあり、様々な取り組みがある。¹⁸⁾ また、受け入れ国の側でも、自国の人材が国際的に活躍し、移住労働者を輩出する国家に貢献できるような仕組みや受け入れた移住者が出身国に貢献しやすい仕組み¹⁹⁾を考えなければならぬだろう。

V おわりに

本稿では、政治的責務とは、政治的関係性ゆえに負う義務である以上、特定の政治的関係性を有する人々すべてが同様に負う義務でなければならず、医療従事者への就労義務づけ・課税が政治的責務として認められるのは、国民すべてが同様の義務を負う場合に限られるとした。そして、政治的責務とは別に、専門職育成教育の一環としての研修や教育資金の貸与に伴う義務、職場での人材育成計画などに基づく教育資金の負担に伴う義務などとして、一定期間の就労義務づけが根拠づけられる場合があるとした。金銭的負担についても、医療従事者自身が、当初は、指定された医療機関で就労することに合意し、一旦、専門的な教育を受けるための奨学金を受けるが、その後、

18) 例えば、米国への移民からの送金に期待する中南米の国々は、米国への移住者が米国国籍を取得し、自国の国籍を放棄した後、再び国籍を回復することを認めており、結果的に、二重国籍が認められているとされる。(西山 2016, 42-43, 174-175) このほか、本国によるバイリンガル教育の支援や帰国手続きの簡略化、免税措置、帰国後の就職先の斡旋などもある。(松岡 2012)

19) 例えば、Lea Ypi は、移住前の就労義務づけや課税を「後ろ向きの方法 (backward-looking way)」であるとし、受け入れ国の国民への負担の要求のほか、受け入れ国の医療機関が、雇用契約の条件に、出身国への一定期間に渡る一時帰国を含めることを提案している。(Ypi 2016, 42)

予定を変更し、指定された医療機関では勤務しない代わりに奨学金を返還するなどして、自ら金銭の負担を負うということが、一般的にはありうるだろう。また、国際的な次元での頭脳流出問題は、高度な技能を持った専門的な人材がもたらす利益とその育成コストの国際的な分配の問題としてグローバルな分配的正義の観点から考察されるべき問題であり、医療従事者をめぐる頭脳流出問題について考察するにあたって、医療従事者への就労義務づけ・課税が政治的責務として正当化されうるかのみ議論の焦点を当てることは不十分であることも指摘した。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、社会の様々な活動が遠隔での実施を余儀なくされる中、医療についても遠隔医療の可能性に注目が集まっている。遠隔医療には、医者が遠隔地の患者を診療することから、専門医が遠隔地での他の医師の診療を支援することも含まれる。²⁰⁾ 今後の技術的發展は、物理的な意味での頭脳還流ではなく、インターネットを介した情報のやり取りという意味での頭脳還流を可能にするかもしれないことを、最後に付け加えた。

* 本稿は、2018-19 年度成城大学特別研究助成（研究課題「国籍格差と移民の正義」）の成果の一部である。

引用文献

- 浦山聖子 2012「グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ（四）」国家学会雑誌 125 巻 1・2 号、1-40 頁
瀧川裕英 2017『国家の哲学』東京大学出版会
趙慶済 2010「韓国の新しい国籍法」立命館法学 332 号、301-337 頁
西山隆行 2016『移民大国アメリカ』ちくま新書
福家祐亮 2018「頭脳流出と移動の自由」生命倫理 Vol. 28 No.1、4-10 頁
松岡泰 2012「移民問題の諸相—移民送り出し国の移民政策を中心に」久保文明ほか編『マイノリティが変えるアメリカ政治』NTT 出版、27-46 頁
宮内久光・稲綾香 2017「フィリピンからクウェートへの女性看護師の国際労働移動」移民研究 13 号、49-84 頁

20) 日本遠隔医療学会普及委員会「医の倫理の基礎知識・各論的事項 no. 16 遠隔医療」
<http://www.med.or.jp/doctor/member/kiso/d16.html>

横濱竜也 2016 『遵法責務論』 弘文堂

- Alkire, Sabina & Lincoln Chen. 2006. “ ‘Medical Exceptionalism’ in International Migration: Should Doctors and Nurses Be Treated Differently?” In Kristof Tamas & Joakim Palme (eds.) *Globalizing Migration Regimes*. (pp. 100-117)Routledge.
- Bhagwati, Jagdish. 1976. The Brain Drain Tax Proposal and the Issues. In Jagdish Bhagwati & Martin Partington (eds.) *Taxing the Brain Drain : A Proposal*. (pp. 3-29) North-Holland Publishing Company.
- Blacklock, Claire, Carl Heneghan, David Mant and Alison M Ward. 2012. “Effect of UK Policy on Medical Migration: A Time Series Analysis of Physician Registration Data” *Human Resources for Health* 2012. 10: 35
- Brock, Gillian & Michael Blake. 2015. *Debating Brain Drain: May Governments Restrict Emigration?* Oxford U.P.
- Collier, Paul. 2013. *Exodus: How Migration is Changing Our World*. Oxford U.P.
- Freyhwot, Seble, Fitzhugh Mullan, Perry W Payne & Heather Ross. 2010. “Compulsory Service Programmes for Recruiting Health Workers in Remote and Rural Areas: Do They Work?” *Bull World Health Organ* 2010. 88: 364-370
- Hidalgo, Javier S. 2013. “The Active Recruitment of Health Workers: A Defence” *Journal of Medical Ethics*. 39: 603-609
- Kapur, Devesh. 2017. “Addressing the Brain Drain: A Partial Cosmopolitanism Approach” *South African Journal of Philosophy*. 36(1): 45-57
- Kapur, Devesh. & John McHale. 2005. *Give Us Your Best and Brightest*. Center for Global Development.
- Labonte, R., C. Packer, N. Klassen, A. Kazanjian, L. Aplan, J. Adalikwu et al. 2006. *The Brain Drain of Health Professionals from Sub-Saharan Africa to Canada*. Idasa and Queen's University.
- Mills, Edward J., William A Schabas, Jimmy Volmink, Roderick Walker, Nathan Ford, Elly Katabira, Aranka Anema, Michel Joffres and Pedro Cahn. 2008. “Should Active Recruitment of Health Worked from Sub-Saharan Africa be Viewed as a Crime?” *Lancet* 2008. 371: 685-688
- Owen, David. 2016. “Compulsory Public Service and the Right to Exit” *Moral Philosophy and Politics*. 3(1): 55-65
- WHO 2019a. World Health Statistics 2019: Monitoring Health for the SDGs, Sustainable Development Goals. https://www.who.int/gho/publications/world_health_statistics/2019/en/
- WHO 2019b. Trends in Maternal Mortality 2000 to 2017. <https://www.who.int/reproductivehealth/publications/maternal-mortality-2000-2017/en/>
- World Bank Group. Migration and Remittances Factbook 2016. 3rd edition (advanced edition). <https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/23743/9781464803192.pdf#search=Migration+and+Remittances+Factbook+2016.>
- Ypi, Lea. 2016. “Sharing the Burdens of the Brain Drain” *Moral Philosophy and Politics*. 3(1): 37-43

(うらやま・せいこ = 本学准教授)

